

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		措置命令（地下水の水質浄化）
根拠条例・規則名		水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
条 項		第14条の3第1項及び第2項
所 管 部 課		環境局 環境共生部 環境対策課（電話：048-829-1331）
処 分 基 準	基 準 （未設定の場合はその理由）	未設定。 処分の性質上、個々の事案について個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であると認められるため。
	設定等年月日	平成15年4月1日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		